

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文 目次

- 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）・・・・・・・・・・・・
- 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）・・・・
- 解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）・・・・

	改 正 案	現 行
	（法第六条第一項第五号の書面）	（法第六条第一項第五号の書面）
第三条	（略）	（略）
2	法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第八号による証明書並びに第一号及び第二号又は第二号から第四号までのいずれかに掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面とする。	2 法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、別記様式第八号による証明書及び第一号、第二号又は第三号に掲げる証明書その他当該事項を証するに足りる書面とする。
一・三	（略）	（略）
四	監理技術者資格者証の写し	（新設）
3	許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面の提出を省略することができる。	3 許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、法第七条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面のうち別記様式第八号による証明書以外の書面の提出を省略することができる。
（法第六条第一項第六号の書類）		
第四条	（略）	（略）
一・二	（略）	（略）
三	別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員等をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）を含む。次号において同じ。）の住所、生年月日等	三 別記様式第十二号による許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。以下この条において同じ。）の略歴書

に関する調書

四 別記様式第十三号による令第三条に規定する使用人（当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。）の住所、生年月日等に関する調書

五 許可申請者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員）を含む。次号において同じ。）及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

六～十八 （略）

2・3 （略）

（提出すべき書類の部数）

第七条 （略）

一 土地交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本及び副本各一通

二 （略）

（法第七条第二号への知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）

第七条の三 （略）

四 別記様式第十三号による令第三条に規定する使用人（当該使用人に許可申請者が含まれる場合には、当該許可申請者を除く。）の略歴書

五 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

六～十八 （略）

2・3 （略）

（提出すべき書類の部数）

第七条 （略）

一 土地交通大臣の許可を受けようとする者にあつては、正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一部数のその写し

二 （略）

（法第七条第二号への知識及び技術又は技能を有するものと認められる者）

第七条の三 （略）

一・二 (略)

一・二 (略)

			(略)	大工工事業	一・二 (略)	(略)
			(略)	大工工事業	一・二 (略)	(略)

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者

			(略)	大工工事業	一・二 (略)	(略)
			(略)	大工工事業	一・二 (略)	(略)

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築大工とするものに合格した後大工工事に関し三年以上実務の経験を有する者

に限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を二級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し三年以上実務の経験を有する者

四〇六
(略)

タイル・れんが・ブロック

ク工事業
三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を二級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(略)

(法第十二条第一項の変更の届出)

工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し三年以上実務の経験を有する者

四〇六
(略)

タイル・れんが・ブロック
ク工事業

三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を二級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイ

(略)

(法第十二条第一項の変更の届出)

(略)

実務の経験を有する者

(略)

第九条 (略)

2

(略)

一 (略)

二 法第五条第二号に掲げる事項のうち営業所の新設に係る変更 当該営業所に係る法第六条第一項第四号及び第五号の書面

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面及び第四条第三号又は第四号から第六号までに掲げる書面

(届出書の部数)

第十二条 法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第七条の規定を準用する。

(閲覧に供する書類)

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第一号、第七号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる書類

第九条 (略)

2

(略)

一 (略)

二 法第五条第二号に掲げる事項のうち営業所の新設に係る変更 当該営業所に係る法第六条第一項第四号及び第五号の書面並びに許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写し

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面及び第四条第三号又は第四号から第六号までに掲げる書面

(届出書の部数)

第十二条 法第十一条又は第七条の二若しくは第八条の規定により提出すべき届出書及びその添付書類の部数については、第七条の規定を準用する。ただし、第九条第二項第二号に掲げる書類のうち許可申請書、変更届出書及びこれらの添付書類の写しの部数は、当該新設に係る営業所の数とする。

(新設)

一 (略)

面

三 第十条第一項第一号及び第二号に掲げる書類

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条（第三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該一覧表に記載された同号ロに該当する者に係る第三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書又は監理技術者資格者証の写し」と、同条第二項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けており国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 法第十七条において準用する法第六条第一項第五号の書面のうち、法

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条（第三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該一覧表に記載された同号ロに該当する者に係る第三条第二項第一号又は第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書」と、同条第二項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号ロに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2 法第十七条において準用する法第六条第一項第五号の書面のうち、法

第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、次の各号に掲げるいづれかの書面（指定建設業の許可を受けようとする者であつては、第一号、第三号又は第四号に掲げる書面）その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一～三 （略）

四 監理技術者資格者証の写し

3 （略）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 （略）

一 作成建設業者（法第二十四条の七第一項の規定（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化法」という。）第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ハ （略）

二 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する専任の監理技術者であるか否かの別

第十五条第二号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、第一号、第二号又は第三号に掲げる証明書（指定建設業の許可を受けようとする者があつては、第一号又は第二号に掲げる証明書）その他当該事項を証するに足りる書面とする。

一～三 （略）

（新設）

3 （略）

（施工体制台帳の記載事項等）

第十四条の二 （略）

一 作成特定建設業者（法第二十四条の七第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ・ロ （略）

二 作成特定建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ・ハ （略）

二 作成特定建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別

実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。) 又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者又は監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及び建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ヘ 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及び建設工事の内容及びその有する主任技術者資格 (建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。)

ト 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 別

表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者 (第四号チにおいて「外国人技能実習生」という。) 及び同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの (第四号チにおいて「外国人建設就労者」という。) の従事の状況

三
(略)

四
(略)

イヽヘ
(略)

ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地

チ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

(新設)

三
(略)

四
(略)

イヽヘ
(略)

ト 当該建設工事が作成特定建設業者の請け負わせたものであるときは当該建設工事について請負契約を締結した作成特定建設業者の営業所の名称及び所在地

(新設)

(略)

一 前項第二号の請負契約及び同項第四号の下請契約に係る法第十
九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成建設業者が注文
者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（入札契約適
正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第三項
において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係るもの
にあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号の主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監
理技術者資格を有することを証する書面（当該監理技術者が法第二十
六条第四項の規定により選任しなければならない者であるときは、監
理技術者資格者証の写しに限る。）及び当該主任技術者又は監理技術
者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている
者であることを証する書面又はこれらの写し

三 前項第二号へに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格
を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特
に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこ
れらの写し

3・4 (略)

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、
遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人に對し次に

(略)

一 前項第二号の請負契約及び同項第四号の下請契約に係る法第十
九条第一項及び第二項の規定による書面の写し（作成特定建設業者が
注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事（公共工
事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百
二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。第十四条の四第
三項において同じ。）以外の建設工事について締結されるものに係る
ものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。）

二 前項第二号の監理技術者が監理技術者資格を有することを証する
書面（当該監理技術者が法第二十六条第四項の規定により選任しなけ
ればならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。）
及び当該監理技術者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定するこ
となく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

三 前項第二号へに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格
を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間
を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又
はこれらの写し

3・4 (略)

(下請負人に対する通知等)

第十四条の三 特定建設業者は、作成特定建設業者に該当することとなつ
たときは、遅滞なく、その請け負つた建設工事を請け負わせた下請負人

掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 (略)

2 建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、第五項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 (略)

イ 建設業者の使用に係る電子計算機と下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて下請負人の閲覧に供し、当該下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 作成特定建設業者の商号又は名称

二 (略)

2 特定建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、第五項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該特定建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 (略)

イ 特定建設業者の使用に係る電子計算機と下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて下請負人の閲覧に供し、当該下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 (略)

三 (略)

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、建設業者の使用に係る電子計算機と、下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 建設業者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該下請負人に對し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの

二 （略）

6 前項の規定による承諾を得た建設業者は、当該下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 （略）

一・二 （略）

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからハまで及びチに掲げる事項

2・3 （略）

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定建設業者の使用に係る電子計算機と、下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定建設業者は、第二項の規定により第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該下請負人に對し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定建設業者が使用するもの

二 （略）

6 前項の規定による承諾を得た特定建設業者は、当該下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（再下請負通知を行うべき事項等）

第十四条の四 （略）

一・二 （略）

三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項及び当該者が請け負つた建設工事に関する同項第四号イからハまで及びチに掲げる事項

2・3 （略）

4 再下請負通知人該當者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、第七項で定めるところにより、作成建設業者又は第二項に規定する他の建設業を営む者（以下この条において「再下請負人」という。）の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人該當者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 （略）

イ 再下請負通知人該當者の使用に係る電子計算機と作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該當者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該當者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 （略）

5 前項に掲げる方法は、作成建設業者又は再下請負人がファイルへの記

4 再下請負通知人該當者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、第七項で定めるところにより、作成特定建設業者又は第一項に規定する他の建設業を営む者（以下この条において「再下請負人」という。）の承諾を得て、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人該當者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

一 （略）

イ 再下請負通知人該當者の使用に係る電子計算機と作成特定建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 再下請負通知人該當者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成特定建設業者又は再下請負人の閲覧に供し、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人該當者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 （略）

5 前項に掲げる方法は、作成特定建設業者又は再下請負人がファイルへの記

録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と、作成建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

8 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 (略)

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

の記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人該当者の使用に係る電子計算機と、作成特定建設業者又は再下請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 再下請負通知人該当者は、第四項の規定により第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 (略)

8 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人該当者は、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人に対し、第一項各号に掲げる事項又は前条第一項各号に掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成特定建設業者又は当該再下請負人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

9 (略)

(施工体制台帳の記載方法等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

3 作成建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに

同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 （略）

5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。

6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成建設業者の使用に

3 作成特定建設業者は、第十四条の二第一項各号に掲げる事項の記載並びに同条第二項各号に掲げる書類及び第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかとなつたとき（同条第一項第一号に掲げる事項にあつては、作成特定建設業者に該当することとなつたとき）に、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 （略）

5 第一項の規定は再下請負通知書における前条第一項各号に掲げる事項の記載について、前項の規定は当該事項に変更があつたときについて準用する。この場合において、第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは「前条第三項」と、前項中「記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければ」とあるのは「書面により作成特定建設業者に通知しなければ」と読み替えるものとする。

6 再下請負通知人は、前項において準用する第四項の規定による書面による通知に代えて、第九項で定めるところにより、作成特定建設業者の承諾を得て、前条第一項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により通知することができる。この場合において、当該再下請負通知人は、当該書面による通知したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機と作成特定建設業者の使

係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成建設業者の閲覧に供し、当該作成建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 （略）

7 前項に掲げる方法は、作成建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 （略）

10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成建設業から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成建設業者に対し、前条第一項各号に掲げる事

用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条第一項各号に掲げる事項を電気通信回線を通じて作成特定建設業者の閲覧に供し、当該作成特定建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに同項各号に掲げる事項を記録する方法（電磁的方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、再下請負通知人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 （略）

7 前項に掲げる方法は、作成特定建設業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

8 第六項第一号の「電子情報処理組織」とは、再下請負通知人の使用に係る電子計算機と、作成特定建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

9 再下請負通知人は、第六項の規定により前条第一項各号に掲げる事項を通知しようとするときは、あらかじめ、当該作成特定建設業者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一・二 （略）

10 前項の規定による承諾を得た再下請負通知人は、当該作成特定建設業から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該作成特定建設業者に対し、前条第一項各号に

項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(施工体系図)

第十四条の六 (略)

一 作成建設業者の商号又は名称、作成建設業者が請け負つた建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

二 (略)

(令第二十七条の十三の法人)

第十八条 令第二十七条の十三の国土交通省令で定める法人は、公害健康被害補償予防協会、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所、中日本高速道路株式会社、

掲げる事項の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該作成特定建設業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(施工体系図)

第十四条の六 (略)

一 作成特定建設業者の商号又は名称、作成特定建設業者が請け負つた建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、監理技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

二 (略)

(令第二十七条の十三の法人)

第十八条 令第二十七条の十三の国土交通省令で定める法人は、公害健康被害補償予防協会、首都高速道路株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所、中日本高速道路株式会社、

成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、公益財團法人JKA、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三（略）

一〇八（略）

九 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

2・3（略）

（登録の申請）

第十八条の四（略）

2 第十八条の三第三項第二号ロの登録を受けようとする者（以下「登録

経理試験事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇四（略）

3（略）

成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第一項に規定する会社及び同条第二項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社とする。

（経営事項審査の客観的事項）

第十八条の三（略）

一〇八（略）

（新設）

2・3（略）

（登録の申請）

第十八条の四（略）

2 第十八条の三第三項第二号ロの登録を受けようとする者（以下「登録

経理試験事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇四（略）

3（略）

(登録の要件等)

第十八条の五 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百九十六号）第一百九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務（ハにおいて「建設業監査等」という。）に五年以上従事した者

ハ・ニ (略)

2 第十八条の三第三項第二号ロの登録は、登録経理試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・四 (略)

(準用規定)

第十八条の七 (略)

第七条の五、第七条の七 第一項、第七条の十五第 六号、第七条の十八第一 号	第七条の三第二号の表と び・土工工事業の項第四 号	第十八条の三第三項 第二号
--	---------------------------------	------------------

(登録の要件等)

第十八条の五 (略)

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 建設業者のうち株式会社であつて総売上高のうち建設業に係る売上高の割合が五割を超えているものに対し、証券取引法（昭和二十三年法律第二百九十六号）第一百九十三条の二に規定する監査証明又は会社法第三百九十六条に規定する監査に係る業務（ハにおいて「建設業監査等」という。）に五年以上従事した者

ハ・ニ (略)

2 第十八条の三第二項第二号の登録は、登録経理試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・四 (略)

(準用規定)

第十八条の七 (略)

第七条の五、第七条の七 第一項、第七条の十五第 六号、第七条の十八第一 号	第七条の三第二号の表と び・土工工事業の項第四 号	第十八条の三第二項 第二号
--	---------------------------------	------------------

(略) (略) (略)
(建設業者団体の届出)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

(略) (略) (略)
(建設業者団体の届出)

第二十三条 (略)

2・3 (略)
(新設)

4 第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

(新設)

5 國土交通大臣は、前項の規定による届出のあつた取組の内容が、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 (略)

2 (略)
一 (略)

(帳簿の記載事項等)

第二十六条 (略)

2 (略)
一 (略)

二 前項第四号口の下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号ニ(二)に掲げる事項を証する書面又はその写し

三 (略)

二 前項第三号口の下請契約が法第二十四条の五第一項に規定する下請契約であるときは、当該下請契約に関する同号ニ(一)に掲げる事項を証する書面又はその写し

3・4 (略)

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一〇三 (略)

6～8 (略)

(権限の委任)

第二十九条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者若しくは法第三条第一項の許可を受けようとする者の主たる営業所の所在地、法第七条第一号ロ、第二号ハ若しくは法第十五条第二号ハの認定若しくは法第二十七条第三項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第二十七条の九第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十五条の二十七第二項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項並びに法第四十一条並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一一二十一 (略)

3・4 (略)

5 法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者（作成特定建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成特定建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一〇三 (略)

6～8 (略)

(権限の委任)

第二十九条 法、令及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、建設業者若しくは法第三条第一項の許可を受けようとする者の主たる営業所の所在地、法第七条第一号ロ、第二号ハ若しくは法第十五条第二号ハの認定若しくは法第二十七条第三項の合格証明書の交付を受けようとする者若しくは令第二十七条の九第一項の規定により合格を取り消された者の住所地又は建設業者団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第二十五条の二十七第二項、法第二十七条の三十八、法第二十七条の三十九第二項、法第二十八条第一項、第三項及び第七項、法第二十九条、法第二十九条の二第一項、法第二十九条の三第三項、法第二十九条の四、法第三十一条第一項並びに法第四十一条並びに第二十三条第五項の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一一二十一 (略)

[REDACTED]

	改 正 案	現 行
（登録申請書の添付書類）	（登録申請書の添付書類）	（登録申請書の添付書類）
第三条　（略）	第三条　（略）	第三条　（略）
<p>一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）を、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p>	<p>一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p>	<p>一 工事業登録申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）を、営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。以下この条において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p>
二　（略）	二　（略）	二　（略）
<p>三 工事業登録申請者の住所、生年月日等に關する調書</p>	<p>三 工事業登録申請者の略歴を記載した書面</p>	<p>三 工事業登録申請者の略歴を記載した書面</p>
<p>四 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の住所、生年月日等に關する調書</p>	<p>四 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の略歴を記載した書面</p>	<p>四 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士の略歴を記載した書面</p>
五　（略）	五　（略）	五　（略）
2　（略）		
3 第一項第一号の誓約書、同項第三号の調書及び同項第四号の調書の様式は、次に掲げるものとする。		
3 第一項第一号の誓約書、同項第二号の略歴書及び同項第四号の略歴書の様式は、次に掲げるものとする。		

一 (略)

- 二 第一項第三号の調書 別記様式第三号
- 三 第一項第四号の調書 別記様式第四号

第八条 (略)

一・二 (略)

- 三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合においては、別記様式第二号による法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び別記様式第三号による当該役員の住所、生年月日等に関する調書

四 (略)

一 (略)

- 二 第一項第三号の略歴書 別記様式第三号
- 三 第一項第四号の略歴書 別記様式第四号

第八条 (略)

一・二 (略)

- 三 法第二十二条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合においては、別記様式第二号による法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面及び別記様式第三号による当該役員の略歴を記載した書面

四 (略)

	改 正 案	現 行
	（登録申請書の添付書類）	（登録申請書の添付書類）
第四条 （略）	第四条 （略）	第四条 （略）
<p>一　解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p>	<p>一　解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p>	<p>一　解体工事業者の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同じ。）が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面</p>
二 （略）	二 （略）	二 （略）
<p>三　登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の住所、生年月日等に関する調書</p>	<p>三　登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面</p>	<p>三　登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面</p>
四・五 （略）	四・五 （略）	四・五 （略）
2 ～ 4 （略）	2 ～ 4 （略）	2 ～ 4 （略）
5　第一項第三号の調書の様式は、別記様式第四号とする。		

[REDACTED]